

無線局免許手続規則の一部を改正する省令新旧対照表

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（添付書類の写しの提出部数）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、<u>免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十条</u>法第八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。</p> <p>（申請の手続の簡略）</p> <p>第十五条の二の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。</p>	<p>（添付書類の写しの提出部数）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に</u>関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用した免許の申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。</p> <p>（申請の手続の簡略）</p> <p>第十五条の二の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。</p>

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。この場合において、パーソナル無線に係るもの（法第十七条第二項の規定による届出を除く。）については、免許状を添えて提出しなければならない。

2～6 (略)

2～6 (略)

(設置許可の申請)

(設置許可の申請)

第二十六条 (略)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式

(第20条の5及び第20条の8関係)

(第20条の5及び第20条の8関係)

1～5 (略)

1～5 (略)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

注1 (同左)

区 別	記載する欄	備 考
1 (略)	(略)	
2 (略)	(略)	(略)
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7	

区 別	記載する欄	備 考
1 (略)	(略)	
2 (略)	(略)	(略)
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7	

合

8 9 10 15 16
20

合

8 9 10 15 16